

## 平成30年門真市教育委員会第3回定例会

開催日時 平成30年3月23日（金） 午後3時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成30年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)
- 日程第4 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成30年度門真市立学校管理職人事について)
- 日程第5 議案第6号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 門真市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第9 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

### 事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
------	-------



います。

配置教員は一覧のとおりです。

長澤教育長職務代理者： 今回の配置について35人学級編制についての市長の話があり、特色ある学級づくりの配置ということで市長に要望した件がありましたが、35人学級編制の以外の目的で配置した学校があるのかどうかを聞かせて下さい。

高山学校教育課参事： 魅力ある教育づくり審議会のさまざま議論を受け、学校で柔軟な活用を認めるという提言を受けました。その提言を踏まえて今回の3月議会において任期付条例の一部改正を行ったところでございます。

その中で予算的にはチーム学校の推進という目的で、すべての小中学校に任期付教員、もしくは学校サポートスタッフを配置するという流れの中で、任期付教員は5名で、学校サポートスタッフは15名という予算計上をしておりました。最終的に35人学級対象校があり4校というかたちだったんですけれども、1名分任期付教員として柔軟な活用をしていただく学校を募集しました。その結果ここに掲載させていただいております東小学校に配置を行いまして、学校課題に応じた少人数学級編制以外の活用を推進させていただこうと考えております。以上です。

長澤教育長職務代理者： 35人学級編制にしてももちろん特色ある学校づくりとして評価できるんですが、29年度に比べて一気に減ってしまっていますので、35人学級編制にこだわらずに入れる人数を30年度以降も増やせたらなと思います。

久木元教育長： 最終的に35人以外のところはこの学校ですか。

高山学校教育課参事： 条例改正を受けまして、古川橋小学校、脇田小学校、第二中学校、第七中学校につきましても学校長の判断によって少人数学級編制以外に活用することも可能にしております。ただそちらの方は、現在学校に、30年度どのような目的で活用するかということを知っているところでございますので、場合によっては学校とやりとりしながら、35人学級編制以外の活用が増える見込みもございます。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成30年度門真市立学校管理職人事について)

説明者 満永教育部長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第 5

議案第 6 号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市  
教育委員会規則の一部改正について

説明者 中野教育総務課長

本件につきましては、29年4月1日付け機構改革に伴い、門真市教育委員会点検・評価検討委員会の委員の定数を変更するとともに、門真市附属機関に関する条例の一部改正に伴い、門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会を廃止するものでございます。議案書7ページからをご覧ください。

別表に定める附属機関の内容についてであります。まず、「門真市教育委員会点検・評価検討委員会」につきましては、29年4月1日付け機構改革に伴い、委員の定数を3人以内から2人以内にするものでございます。

次に、「門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会」につきましては、

めざせ世界へはばたけ事業の制度が確立され所期の目的が達成できたことから、当該委員会の項を、削除するものであります。

なお、附則といたしまして、本規則は30年4月1日から施行するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第 7 号 門真市教育委員会公印規則の一部改正について

説明者 中野教育総務課長

議案書 9 ページからをご覧ください。

本件につきましては、門真市立南幼稚園の廃園に伴い、門真市立南幼稚園に係る公印をそれぞれ廃止するものです。

なお、附則として、本規則は、30年 4 月 1 日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 7

議案第 8 号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担  
教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一  
部改正について

説明者 高山学校教育課参事

議案書 11 ページからでございます。

本件につきましては、「門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例」の一部改正に伴い、同条例施行規則を改正しようとするものです。

改正の内容でございますが、議案書 12 ページをご覧ください。

規則名及び第 1 条におきまして、条例名が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

また、附則といたしまして、本規則は 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 8

議案第 9 号 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正  
について

説明者 花城保育幼稚園課長

議案書14ページをご覧ください。

本件につきましては、門真市立南幼稚園の廃園及び学校教育法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては、第2条におきまして、表中の「南幼稚園の名称及び定員」の規定を削除するものであります。

第9条におきましては、学校教育法施行令の一部改正に伴い、第29条に第2項が追加されたことから、「学校教育法施行令第29条」の文言の後に、「第1項」を加えるとともに、一部文言の修正をするものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を30年4月1日からとし、ただし、第9条第1項の改正規定につきましては、公布の日から施行するものであります。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第9

### 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 門真市在日外国人教育推進事業補助金交付要綱の一部改正について

説明者 三村学校教育課長

本件につきましては、補助の対象補助対象事業及び補助対象経費並びに補助金の額について改正するものであります。

諸報告1ページからをご覧ください。

まず第3条につきまして、見出しを、補助対象事業及び補助対象経費に改正し、1項において補助対象事業を規定し、2項において補助対象経費を、本市の区域内に居住し、学校法人大阪朝鮮学園が設置する初級学校又は中級学校に在学する児童又は生徒に係る経費のうち、別表に定めるものとするとして規定しております。

次に第4条につきましては、1年度につき300,000円を限度とし、別表に定めるとおりとするとして規定し、別表につきましては、本市

の就学援助に合わせて規定しております。

なお、附則として、本要綱は30年2月19日から施行し、29年4月1日から適用するものです。

## 番号2 平成29年度末・30年度当初における教職員人事異動の概要について

説明者 高山学校教育課参事

諸報告資料4ページをご覧ください。

まず、小学校についてであります。児童数でございますが、29年より255名減となっております。学級数の総数につきましては通常学級が7クラス減、支援学級が5クラス増となっております。教員基本定数は29年から3名減であり、加配が1名増で、全体で2名減となっております。

加配関係の内訳につきましては、記載のとおりです。

次に、小学校の転入についてであります。新規採用教員については、大阪府教育委員会より9名の配当がありました。教員の市外からの転入については、枚方市よりチャレンジ人事交流が1名、大東市よりチャレンジ人事交流の戻りが1名ございます。

また、市外からの転入として、和泉市より1名の異動がございました。再任用につきましては、4名配置いたします。よって転入教員の合計は25名でございます。

次に転出でございます。教諭の退職は19名でございます。教諭の退職内訳は、定年退職が4名、普通退職が8名、再任用が8名でございます。定数内の講師の退職が23名となっております。また、管理職の広域異動により教頭1名が転出、市籍割愛として教頭から1名、教諭から1名を指導主事として登用いたします。市外への転出については、豊中市へ1名異動します。よって転出教員の合計は55名でございます。

5ページをご覧ください。中学校についてであります。

生徒数は、29年度より150名減少となっております。通常学級が2クラス減、支援学級が2クラスの減であります。

教員数は基本定数で4名減、加配の増減はなく、総数では4名減となっております。

加配関係の内訳については記載のとおりです。

次に転入についてでございます。新規採用教員は、府教育委員会より1名の配当がございました。また、市籍指導主事1名を教頭として配置いたします。また、再任用教員については16名配置いたします。よって転入教員の合計は20名でございます。

次に転出でございます。教諭の退職は、19名でございます。内訳といたしましては、定年退職が5名、普通退職が2名、再任用の退職が13名でございます。定数内講師の退職は19名でございます。市籍割愛により教諭から3名を指導主事として登用します。市外への転出はございません。よって転出教員の合計は45名でございます。

6ページをご覧ください。

その他の職種及び被辞令交付者についての状況を記載しております。最後に、長期滞留者の異動につきましては、産休・育児休業者を除いては、全員異動となっております。

### 番号3 「第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について

説明者 牧菌社会教育課長

諸報告資料の7ページをご覧ください。

2月25日（日）ルミエールホール小ホールで、第7回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストを266名の来場者を迎え開催しました。

29年7月からコンテスト参加者を募集し、781名の中学1、2年生から応募があり、一次審査を63名、二次審査を18名が通過しました。

二次審査を通過した18名の生徒は、追手門学院大学の教員及び学生、市内中学校の英語教員、先輩海外派遣研修生の協力により、4回の事前研修を行い、コンテストに臨みました。

プレゼンテーションの前には、中学生海外派遣研修の派遣校とインターネット回線を通じて、副校長から激励の言葉をいただきました。

審査中には昨年、第6回海外派遣研修に参加した生徒4名が、オーストラリアでの海外派遣研修の報告を、第3回海外派遣研修生がめざせ世界へはばたけ事業を通じての心境の変化や現在の進



路選択に至った経緯などを発表し、門真市子ども英会話講座KEIKの参加児童約40名が英語の歌などを披露するなど、コンテストに華を添えました。

コンテストでは、最優秀賞1名、優秀賞8名、奨励賞9名が選ばれました。

#### 番号4 市立公民館まつりの結果について

説明者 牧菌社会教育課長

諸報告資料の8ページから10ページをご覧ください。

公民館まつりは、3月2日（金）から4日（日）までの3日間、開催されました。

初日は公民館で活動されているダンスサークル主催のダンスパーティーが、2日目はカラオケサークルによる恒例のカラオケ大会や書道、手工芸などの作品展示が、3日目は舞台発表、作品展示などが行われ、舞台発表では31のサークルが発表を行うなど、一年間の活動の成果の場となりました。

なお、3日間の来場者数は延べ1,928人でした。

#### 番号5 市立文化会館ふれあいまつりの結果について

説明者 牧菌社会教育課長

諸報告資料の11ページから13ページをご覧ください。

文化会館ふれあいまつりは、3月10日（土）と11日（日）にかけて開催されました。

会館で活動されているサークルの一日体験教室として、初日は社交ダンスとエアロビクス、競技かるたなどが、2日目には詩吟、着付けが行われました。

また、サークルとシルバー人材センターによる喫茶コーナーが設けられ、14サークルの書道や絵画、写真、篆刻などの作品展示があり、19サークルがホールで舞台発表を行い、1年間の活動の成果の場となりました。

なお、2日間の来館者数は、2,072人でした。

番号6 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの策定について

説明者 花城保育幼稚園課長

本件につきましては、本市のすべての就学前教育・保育施設等で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るための教育・保育を実施するために指針となる総合的なカリキュラムとして、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定したものであります。

カリキュラムの策定にあたりましては、28年1月以降、庁内課長級で構成する策定委員会を6回、公私立の幼稚園、保育所及び認定こども園の園長代理級、並びに学校教育課の指導主事で構成する作業部会を6回にわたり開催し、カリキュラム素案の策定に当たるとともに、学識経験者、公私立の幼稚園・保育所の代表及び学校教育関係者で構成される門真市幼児教育振興検討委員会を合計8回開催し、カリキュラムの内容について、それぞれの専門的な見地から熱心にご議論をいただき、そこで出されたご意見を十分に踏まえたものとしております。

なお、諸報告資料14ページから15ページにありますとおり、30年2月23日付けで同検討委員会より、「本カリキュラムの基本理念とめざす子ども像について」、「年齢別カリキュラムについて」、「小学校との接続について」、「本カリキュラムの活用・実践について」、以上について、市教育委員会に対する意見を付されたうえで、適当であるとの答申を受けております。

次に、本日配布させていただきました「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」の冊子をご覧願います。

まず、目次をご覧願います。

本カリキュラムの構成であります。5つの章立て及び参考資料の構成でカリキュラム全体について記載をいたしております。

次に、1ページから15ページまでをご覧願います。

ここでは、「1. 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ」とし、カリキュラム策定に係る背景・経緯、本市の就学前児童の状況、共生の視点を大切にしている就学前教育・保育の内容の充実、健康・安全の配慮、地域の子育て支援の拠点としての役

割について記載いたしております。

次に、16ページをご覧ください。

ここでは、本カリキュラムの基本理念を記載いたしております。

基本理念につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育・保育施設等と学校、地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供し、自分自身の手で未来を切り拓くことができる人間として育てていくことを目的に、上位計画を踏まえて「未来をひらく子どもを育てる」ことを基本理念として掲げております。

次に、17ページをご覧ください。

ここでは、めざす子ども像を記載いたしております。

めざす子ども像につきましては、基本理念の「未来をひらく子どもを育てる」ことを見据え、健康で安全な習慣や態度、自立した生活をつくる力を大切に、自ら学び考え行動する力を発揮し、心豊かでひとつつながる子どもであってほしいと願い、「思いを伝えつながる子ども」、「心豊かな子ども」、「健やかな子ども」、「遊び学ぶ子ども」の4つのめざす子ども像を掲げており、特に、「思いを伝えつながる子ども」につきましては、本市における幼児教育・保育の展望として位置づけております。

また、めざす子ども像の相関図において、それぞれの子ども像における具体的な育みたい力を記載いたしております。

次に、18ページから29ページをご覧ください。

ここでは、年齢別カリキュラムとして、各年齢の発達と教育のねらいを記載しております。

まず、18ページにおいては、30年度に施行される新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げられた「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」並びに「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力と、乳児期の3つの視点及び幼児期の5領域、さらに、こちらも新指針・要領で新たに掲げられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について触れ、これらと本カリキュラムで掲げる年齢別カリキュラムとの関係性を記載し、19ページにおいてそれを図式化いたしております。

また、21ページでは年齢別カリキュラムの前提として、各年齢区分をスロープ状の発達ととらえ、その延長線上として小学校教育、さらに中学校・高等教育へと接続すること、また、一人一人

の子どもの発達過程や環境、入園時期などの状況を踏まえて活用するものであり、記載内容はあくまでも例示で、各年齢の到達点を示すものではない旨を記載しております。

23ページから29ページは、おおむね6か月未満、おおむね6か月から1歳3か月、1歳3か月から2歳未満、おおむね2歳、おおむね3歳、おおむね4歳及びおおむね5歳の各年齢区分で具体的な年齢別カリキュラムを掲げており、それぞれの年齢区分における、ねらい、子どもの姿・発達のおもな特徴、教育・保育の内容、環境構成と援助、家庭・地域、また、小学校等との連携の各要素で構成しております。

次に、30ページから36ページをご覧ください。

ここでは、小学校への接続として、就学前教育から小学校教育への円滑な接続及び就学に向けての連携・交流等の取り組みについて記載しております。

まず、30ページでは、前提として、就学前教育において培われた子どもの育ちは、小学校以降の教育の基盤となるものであり、就学前教育における取り組みを的確に伝え、小学校教育に活用されることで、子どもの育ちが円滑につながり、小学校における対話的で主体的な学びに資することを記載しております。

また、新幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領と新学習指導要領の関係性について触れ、31ページから34ページにおいて図式化したしております。

また、35ページから36ページにおいては、就学に向けての就学前教育・保育施設等と小学校との連携・交流等について、これまでの取り組みと今後の必要性について記載いたしております。

次に、37ページから43ページまでは、参考資料を記載しており、37ページでは「門真市幼児教育振興検討委員会委員名簿」及び「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム策定委員会委員名簿」、38ページでは「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム策定委員会作業部会委員名簿」、39ページから41ページでは「諮問書」及び「答申書」、42ページから43ページでは「表記例及び用語解説」を掲載しております。

—すべての報告が終了—

桜井委員： 2つあります。まず、7ページの諸報告第3号の中学生英語プレゼンテーションコンテストですけれども、二中の応募者数が198名ですごく多いんですけれども、どうしてこんなに多いのかなと思います、他の中学校の状況はどうなっていますか。

牧藪社会教育課長： 各学校に原稿を応募する前に説明して取組をお願いしていますので、その中で熱心に取り組んでいただいたところが数に表れているのかなと思います。夏休みの宿題として出されるケースもあるんですが、いくつか出された中でこれを選んでいただいたということも反映されているのかなと思います。

桜井委員： 中学校に聞かないと分からないと思いますが、出来るだけ応募するようにと語りかけていると思うんですね。それが子どもや教職員の現場の負担になっていると思いますので、警戒した方が良くないかなと思います。

三中、五中も多いので、こんなにみんな応募しなくても良いと思いますので、当初は英語が大好きな子ども達ということだったと思うんですが、どんどん増えています。

現場はどんどん頑張らせるのが止まらなくなるので、是非とも教育委員会が理解して、落ち着いてもらって、緩やかなそれでいて英語が好きな子どものプログラムでお願いしたいと思います。

もう一つは最後の門真市就学前教育・保育共通カリキュラムについてです。

幼稚園教育要領と保育所保育指針以外に必要なものでしょうか。

花城保育幼稚園課長： 幼稚園につきましては幼稚園教育要領、保育所につきましては保育所保育指針、認定こども園につきましてはそれぞれ教育・保育要領に基づいて教育保育が行われるわけですが、実際の現場の方で教育保育に当たっていただくにあたりまして、門真市の共通の現状認識をしていただいて、めざす子ども、こういった子どもを育てたいという思いを共通の認識を持っていただいた上で当たっていただく手掛かりとなるものとして定めていくものと考えております。また実際にこちらのカリキュラムにつきましては内容的には例示的な内容になっておりますので、具体の活用に当たっては、それぞれの園の特色に合わせていく工夫はしてい

ただいたらいいのかなと思っておりますので、その旨必ずこれをやらないといけないというよりは、この内容を手がかりに発展的にやっていただければと考えております。

桜井委員： 当初3年前に門真市の現状を説明していただいて、拝見したらとても門真市の現状を特徴的に表しているとは思えないですね。

冊子が分厚くなってしまっていて、保育者が使う時に、見るものが一つ増えてしまっているんですよ。この指針が増えると大変になるのが分かっていたので、薄くしてくださいねと申し上げていたんですが、どこをみて保育者は仕事をすればいいですか。

花城保育幼稚園課長： 基本的にはそれぞれの各年齢別のカリキュラムを作っておりますので、4歳児の担任の方であればそちらの方を各園ごとのカリキュラムを作っていく際に、手掛かりとして使っていただくというイメージで考えております。

分厚くなっておりますのは、当然門真市の前提やカリキュラム全体の理念を示しておりますので、こちらは普段使いというよりもこちらを踏まえた上で使っていただければという理念的なものになっております。

ただ保育所の方が中心に使っていただくのは、A3の各年齢別カリキュラムを中心に見ていただければなと思っております。

桜井委員： ありがとうございます。しつこいようですが、これは保育所保育指針と変わらないんですね。変わらないことをまたまとめてしまっているのですが、そういうことをこれからも本当にしていくのかなと思うんです。どう考えても必要なかったと思います。現場の先生方は良く知っています。これを見て、保育所保育指針、幼稚園教育要領を見なくても、一番よく子どもをよく分かっておられるので、教育委員会はどこをみてこれから仕事をしていくのかなと思ってます。是非今後もいろいろなことを共有していただきたいなと思います。

久木元教育長

閉会宣言 午後3時42分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 桜井 智恵子